

村山市監査委員公告 第6号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年2月17日

村山市監査委員 古瀬 忠昭

村山市監査委員 寺崎 智広

記

1. 監査の対象 学校教育課
2. 監査の期間 令和5年2月9日から令和5年2月17日まで
3. 監査の範囲 令和4年1月1日から令和4年12月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第4条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 次のとおり、一部に改善を要する事項が認められたので、適切な措置を講じられたい。

## 【指摘事項】

家庭学習のための通信機器整備支援事業により整備したWi-Fiルータの使用状況について

### 〔整備したルータの状況等〕

文部科学省の公立学校情報機器整備補助金の交付を受け、令和2年度に「家庭学習のための通信機器整備支援事業」として、児童生徒が、学校教育活動の一環としてインターネットを通じて行う家庭における学習活動（以下、「家庭学習」という。）に必要なインターネットへの接続機能を有するモバイルWi-Fiルータ等の可搬型通信機器（以下、「ルータ」という。）の貸与を目的として購入費の補助を受けて、令和2年12月7日にルータを123台整備している。

今回の監査を実施するに当たり、有効性等の観点から、補助事業により整備したルータが有効に使用されているかなどに着眼して検討した。

対象となるルータの使用状況についてみたところ、整備から2年以上経過した間の最大貸与台数（家庭に貸与されたピーク時点での台数をいう。）の合計は、10台（貸与率は8.1%）となっていて、整備したルータの台数との差113台は、一度も貸与されておらず、家庭学習に使用されていない状況となっていた。

当市においては、ルータを整備するに当たり、就学援助等受給世帯の児童生徒数に基づいて必要台数を算定しており、別途実施したインターネット環境の有無に係るアンケート調査の結果等により実際に貸与した台数との間に乖離が生じたものである。

担当課への聴取においても、今後における貸与台数の大幅な増加等の改善が見込めない状況にある。

一方、当市においては、本来の目的である家庭学習における使用が見込まれないルータの一部について、教育委員会の他の事業において最大10台を活用している。

### 〔意見〕

家庭学習における使用を目的として整備したルータについて、整備から2年以上にわたって家庭学習に使用されていないものが多数あり、その多くが、今後使用される見込みがないものである事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

整備したルータが可能な限り有効に活用されるよう、ルータの家庭学習における使用を促進するための方策を検討するとともに、家庭学習の妨げとならない範囲で、ルータの家庭学習以外での有効活用を図るための用途や方法についても検討されたい。